

○藤沢市交通安全対策条例

昭和61年3月31日

条例第33号

改正 平成11年12月28日条例第29号

平成21年12月16日条例第19号

藤沢市交通安全対策条例(昭和42年10月藤沢市条例第8号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、交通の安全を推進し、市民の生活の安定に寄与することを目的とする。

(交通安全対策)

第2条 市は、交通の安全を確保するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歩道、ガードレール等の交通安全施設の整備
- (2) 交通安全に関する教育、広報活動
- (3) 安全運転、安全歩行の励行に関する運動
- (4) 交通安全活動団体の育成

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定するもののほか、交通の安全に資する施策を実施し、並びに交通事故による被災者の援護及び相談に関する措置を講ずるように努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、各種の交通の安全に関する施策に協力する等交通の安全に寄与するように努めるものとする。

(基金の設置)

第5条 交通安全対策事業に資するため、交通安全対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第6条 基金の額は、5億円とする。

2 第9条の規定により基金への編入が行われたときは、基金の額は、当該編入相当額を増加するものとする。

(管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第8条 基金から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、交通安全対策事業の経費に充てるものとする。

(基金への編入)

第9条 市長は、前条の規定による処理をしてなお余剰金があつたとき及び交通安全推進のための寄付金があつたときは、これらを基金に編入することができる。

(処分)

第10条 基金は、交通安全対策事業に要する費用に充てる場合に限り、5億円を超える部分に相当する額の範囲内で、これを処分することができる。

附 則

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(平11条例29・旧第1項一部改正)

2 第10条の規定を適用する場合には、当分の間、同条中「5億円を超える部分に相当する額の範囲内で、これを」とあるのは、「これを」とする。

(平成21条例19・全改)

附 則(平成11年条例第29号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第19号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。